

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成29年 1月 6日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成29年 1月 6日

招集場所 第2委員会室

出席委員

委員 長	饗庭 敦子	副委員長	西岡 克之
委員	安藤 克彦	委員	喜々津 英世
委員	堤 理志	委員	河野 龍二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

副議長	山口 憲一郎	議会事務局長	中山 庄治
課長	富永 正彦	係長	細田 浩子

本日の委員会に付した案件

大学とのパートナーシップ協定について

開 会 9時28分

閉 会 11時57分

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは2分ぐらい前ですけど、おそろいですので、議会運営委員会を開会したいと思います。皆さんおはようございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

では今日の議題として大学とのパートナーシップ協定についてということでシーボルト大学と連携というところで、現地シーボルト大学にこれから向かいたいと思います。では、しばらく休憩します。

（暫時休憩）

（長崎県立大学シーボルト校へ出向き、大学との意見交換）

○委員長（饗庭敦子委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

大学との連携ということで、現地に行きましたので、今後それをどうしていくかというところをちょっとご意見を聞いて、次から進めていきたいと思いますが、ご意見がありましたらどうぞ。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

初めて、大学とのこういう話が出来て、そうですね、どういうふうに進めたら良いのかなというのが何かぼんやりと見えてきた感じがちょっとしたかなというふうに思います。ですから、今後、きちとした連携を結ぶかどうかも含めてですけど、何かやはりこの議会として、やはりこういう問題を大学と一緒に協定したいという、何かやっぱりそういう目標っていうか目的を持たないといけないかなというふうに思いました。それを持ってやはり初めてこう連携が出来るかどうかというところですね。そこら辺がもう少し、ちょっと協定しても良いのかなというふうに思いましたね。ですから、今後も場合によっては年に1回なり、いろんな協定をしていけばというふうな話がありましたんで、それも含めて、それをするにも、やっぱり連携締結が必要な部分もあるのかなというふうな感じはしたので。もう少しこうちょっと、いろいろ研究して良いと、調査して良いというふうに思いました。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にはございませんか。なければ、ちょっと皆さん今日した分を振り返って、考えていただいて、議会としてどういうふうにしていきたいか。連携協定を結ばなくても出来ることも見えてきたかなというふうに思いますので、その中で何が出来るかというところを次回ですね。また考えていきたいと思ひますので、いろいろ皆さんも勉強していただければというふうに思ひます。

次に、その他のところで、前回、12月議会で議案の訂正があったんですけども、これが訂正で良かったのか、撤回して再提出ではないのかという意見も、本会議の中で行われたかと思ひます。本会議の中の分を聞いてると方や執行側が、方や事務局がとかいろいろあったんですけども、それも含めて、議会運営委員会として、そういう場

合にどうしたら良いのか、その時の委員会の判断、委員会の判断というか今回、事務局の判断みたいなものが表に出てたんですけれども、そういうふうにしていったら良いものか。今回出た意見の中でやっぱり議長とか議会運営委員会を通した方が良いんじゃないかという意見もあったので、その辺りは皆さんどう思われますか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今回の議案の訂正の時の経緯というか、議会運営委員会に諮られた状態を考えると、議案の訂正の中身まで私たちは見るができなかったんです、議運の中では。ですの、そこを議運で訂正がどの程度のものなのかっていうのが出来るのかどうかっていうのがまず一つ。1番に先に来るので。ある議員がおっしゃってたのは数字の訂正程度の、数字が変わる程度ならば訂正できくけども文言自体が変わってくるのは、訂正には適さないんじゃないかという意見だったんですね。ただ、今回の議運の中で、あの時点の議運では、どの程度のものかというのは全く私たちは分からなかったもので、議運がどこまでそこで関わられるのかというのは、私はちょっと疑問点であります。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

委員長報告の中でも、そのことは報告をしていたんですが、基本的に提出権者は町長です。町長がどうするかという判断を尊重すべきであろうと。その中で、訂正か取り下げか、いろんな選択肢があるよという中で、総務部長は、訂正をしたいと。取り下げじゃなくて訂正をしたい。そこまでは私たちも、分かっていたんですが、訂正の内容がまたああいいう形になって、我々が考えているやり方。要するに、執行機関の長というのは、町長が町長に具申するような内容でおかしいじゃないかと、町よりももっと今度は職員に課長にその権限を与えるというやり方。そこでびっくりしたわけで。だから、基本的には議会事務局が指示をしたということは全く当てはまらない。これははっきり言っておきたいと思いますけれども、私たちは、質疑の中ではいろんな意見が出たけども、常々それを指示する権限はないわけですね。あくまでも提出権者の意向を尊重したと。

多分、1人の議員からそういう話が出たということは、私も聞いておりますけれども、訂正か、取り下げかというのは、私はあくまでも議案の提出をした人が判断すべき事項だろうと思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと間違ってたら申し訳ないですけども、議案の撤回・訂正っていうのは、議案を提案した側から出てくるわけですよ、それを議運がいや、訂正・撤回したいという

ふうなところで、その、いやだめだっていうふうにはならないと思うんです。議運の判断っていうのはそこで出来ないと思うんですよね。その行為をしたいと議運はそれの議会運営として、じゃいついつ本会議を開くかっていうふうな確認をするだけであって、最終的には本会議の中で、撤回・訂正をしたいという時に、議会側がだめだと判断をするかだというふうにするんですよね。だから議運の中でそういう判断をするんじゃなくて、議会の本会議の中で、それは、それを訂正は許さんと。もともとその、訂正じゃなくて、撤回じゃないかと。また改めて出すべきでないかという議論がされた中で、それはそれで正だと思うんですよ。だから議運の段階で、その撤回だとか、訂正をする行為をだめですよというふうには僕はならないというふうにするんですよね。その次の段階で、その撤回や訂正が妥当なのかという判断を全議員の中で判断を下すというのが、正だと思えますんで、議運が云々かんぬんという理由ではないと思うんですよね。僕はそういうふうに思います。だから今回の中身が実際、スムーズに撤回されたっていうのも、要は、じゃどうだったのかなと。もっと議論して良かった部分もあったのかもしれないですね本会議の中で、少し議論されましたけども、そういうふうなところも感じてはいますけどね。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。

なければ、議案の撤回訂正は基本的には執行側が行うことであるということの認識のもとで、議会運営委員会はそれをその後どう取り扱うかっていうところを話し合うということでもよろしいですか。ただその、撤回訂正の場合は執行側が事務局に相談することはあるでしょうけれども最終的に執行側が決めます。あの答弁がどうだったかっていうのはちょっと疑問ではありますが、それはもうその時の答弁でしょうから。実際はやっぱりそこは不適切として、本当は指摘しても良いのかなとも思わなくもないですが、それは議会運営委員会としては直接は関係ないんですけれども、というところで、今後も出てきた場合は、執行側の判断ところで、行うということでもよろしいですかね。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

河野議員が言われたように、議会運営委員会には、例えば議案の訂正をしたいということで、議案の中身についてまでは、議運ではされないわけですからね。事前審査とかそういうことになるので。だからそういう意味では、やはり、繰り返しになりますけれども、やっぱり議案を提出した側がどうする、こうする。議会事務局の仕事は、そのアドバイスというか、手法としてこういうものがありますよということであって、議会事務局が指示してということではないということくれぐれも考えておかないと。もうあの時も、そういう本会議の議事録にも残るわけですので。そこはもう、全くなかったわけですから。そういう、こういうふうにして下さいとか、こういう方法がありますと。それは、議会の運営のそういう先例とかなんとかを見ながら、手法としてはこういうも

のがあるということを手ただけで、それをあたかも、議会事務局が指示してさせたというふうにあの時は質問がなされたと思うんですが。それじゃなかったということは、ここでもう1回申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開いたします。

では、議案の撤回・訂正は最初言った通り、執行側がするというので、議会運営委員会はその後、どういうふうに進めるかということを決めるということだと思います。

他に皆さんの方から何かございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、この議会運営委員会をずっとしてきて、その前の段階から、議会改革の流れから、ずっとしてきた中で広報広聴の役割が非常に大きくなってきて、この議会運営委員会で議論する中身の中にも、広報広聴に関することは非常に出てきてですね。広報広聴も常任委員会になってますよね。それで、議会運営委員会の体制が、今、総務文教と産業厚生、二つになってますけども、これで何が良いのかなというのが若干気になって、広報広聴に関する話し合いを広報広聴の委員長とか、そこから出席してる方がない中で、話し合いがなされているというのがちょっと気になって、だから、もう時代がそういうふうに変わってるんだったら議運のメンバーの構成もですよ。そういう方々も入るような、何か必要じゃないかなという気がするんですが。何かそのあたり今後議論が出来ないかなという気がちょっとしております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

今の件に関して、皆さんの方から何かございませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

今の件につきましては最初、饗庭委員長がなった時点で、広報広聴について話がある時は、委員長を出席させましょうということも出ていたんじゃないかなというふうに思うんですけども、それはどうだったんですかね。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

確かにそういう話もあったと思うんですが、私はもう基本的には、臨時的に呼ぶとかじゃなくて、通常のメンバーとして、やっぱり入れるべきであろうと、例えば委員長1

人でもね。入れるとかやっぱそういう制度を作り立てていかないといけない。そういうふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にないですか。

なければその議会運営委員会のメンバーをどうするかということかと思いますが、次回までに、皆さんのご意見をまとめて、入れるのであればその構成を変えるのに、他の委員会との絡みもあるでしょうから、一人一役でしたか。そういうのも含めて全部変えないといけないかというふうに思うんですね。なので、次の議題にしたいと思いますので、じっくりそこも呼んで来ていただいでですね。どのように変えたら良いのかですね、変える方法でそこだけ持ってくれば良いということではないと思うんですね。その辺を話し合っていきたいというふうに思いますが、よろしいですか。もう改選も間近でございますので、その前には決めたいというふうに思いますので、いろんな所で、資料を集めてきていただければというふうに思います。

他にございませんか。

よろしいですか。なければ、本日の議会運営委員会はこれで、閉会いたします。

皆さんお疲れさまでした。

（散会 11時57分）

委員長